政令

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和三年六月十六日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百六十七号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「九十一人」を「九十二人」に改める。

附則第六項中「九十一人」を「九十二人」に、「九十人」を「九十一人」に改める。

附則第七項中「九十一人」を「九十二人」に、「百三人」を「百四人」に改める。

附　則

この政令は、令和三年七月一日から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和三年六月十六日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百六十八号

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和三年六月十七日とする。

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
内閣総理大臣　菅　義偉

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和三年六月十六日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百六十九号

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の一部の施行に伴い、並びに中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第五十四条第三項及び第七十五条第一項並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）附則第十三条の五第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（産業競争力強化法施行令の一部改正）

第一条　産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第十四項」を「第二条第十五項」に改める。

第二条第一項中「第二条第十七項第五号」を「第二条第十八項第五号」に改め、同条第二項中「第二条第十七項第八号」を「第二条第十八項第八号」に改め、同項第八号中「第二条第十七項第一号」を「第二条第十八項第一号」に改める。

第三条中「第二条第二十七項」を「第二条第二十八項」に改める。

第四条中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改める。

第九条第一項中「第二条第十三項」を「第二条第十四項」に、「第二条第十一項」を「第二条第十二項」に改める。

第十六条から第十九条までを次のように改める。

第十六条から第十九条まで　削除

第二十一条第二号中「第二条第二十項」を「第二条第二十一項」に改める。

第二十二条第一項第三号中「第二条第二十二項」を「第二条第二十三項」に改める。

（中小企業等経営強化法施行令の一部改正）

第二条　中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第五十条第一項並びに第五十一条第一項」を「第五十六条第一項並びに第五十七条第一項」に、「第六十四条第五項及び第六十五条第五項」を「第七十条第六項及び第七十一条第七項」に改め、同条第二項中「第五十二条第一項並びに第五十三条第一項」を「第五十八条第一項並びに第五十九条第一項」に、「第六十四条第五項及び第六十五条第五項」を「第七十条第六項及び第七十一条第七項」に改め、同条を第十八条とする。

第十五条第一項中「第六十五条第四項」を「第七十一条第四項」に改め、同条第二項中「第六十七条第十一項」を「第七十三条第十一項」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十七条　法第四十九条第一項及び第三項（法第五十条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条第一項から第四項まで、第五十二条第五項（法第五十三条第五項において準用する場合を含む。）、第五十三条第四項並びに第七十一条第五項の規定による経済産業大臣の権限は、経済産業局長に委任されるものとする。

第十四条中「第六十四条第三項並びに第六十五条第二項」を「第七十条第三項並びに第七十一条第二項」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条中「第六十四条第二項並びに第六十五条第二項」を「第七十条第二項並びに第七十一条第二項」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条の前の見出しを削り、同条中「第六十四条第一項並びに第六十五条第一項」を「第七十条第一項並びに第七十一条第一項」に改め、同条第二項第一号中「第十四条第一号」を「第十五条第一号」に改め、同条を第十三条とし、同条の前に見出しとして「（権限の委任）」を付し、第十一条を第十二条とする。